

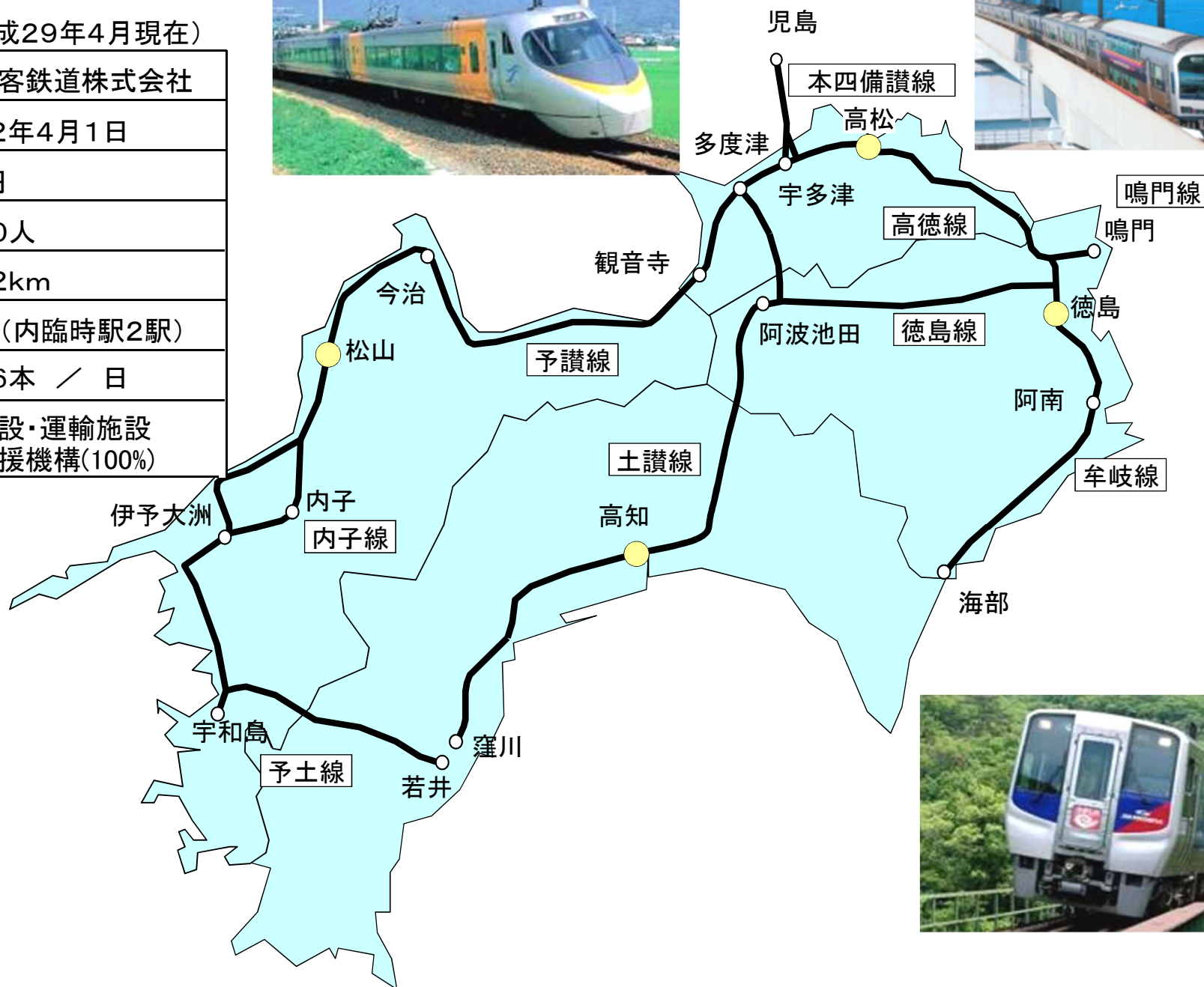
別冊(参考資料)

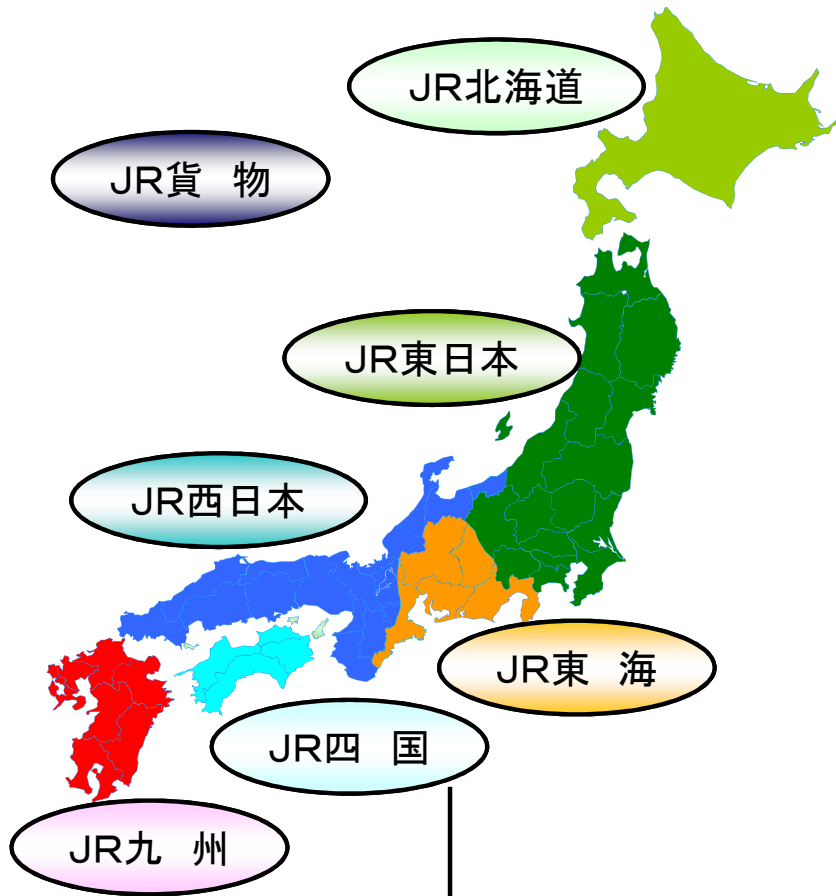
- 1 JR四国の概要
- 2 JR四国発足の経緯(分割民営化)
- 3 JR四国発足の経緯(基本財務スキーム)
- 4 四国の路線状況
- 5 社員数と列車キロ・車両キロの推移

JR四国の概要

(平成29年4月現在)

社名	四国旅客鉄道株式会社
設立	昭和62年4月1日
資本金	35億円
社員数	2,450人
営業キロ	855.2km
駅数	259駅(内臨時駅2駅)
旅客列車本数	1,006本 / 日
株主	鉄道建設・運輸施設整備支援機構(100%)





- 資本金 35億円
- 株主 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(100%)
- 主な経営諸元(H29.4.1現在)
 - ・鉄道旅客営業キロ 855.2km
 - ・旅客列車運転本数 1,006本(日あたり)
 - ・鉄道車両数 439両
 - ・駅の数 259駅

日本国有鉄道改革法

第1条(趣旨)

この法律は、日本国有鉄道による鉄道事業その他の事業の経営が破綻し、現行の公共企業体による全国一元的経営体制の下においてはその事業の適切かつ健全な運営を確保することが困難となつている事態に対処して、これらの事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る新たな経営体制を実現し、その下において**我が国の基幹的輸送機関として果たすべき機能を効率的に発揮させること**が、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した効率的な経営体制を確立するための日本国有鉄道の経営形態の抜本的な改革（以下「日本国有鉄道の改革」という。）に関する基本的な事項について定めるものとする。

第6条(旅客鉄道事業の分割及び民営化)

(略) その役割を担うにふさわしい適正な経営規模の下において**旅客輸送需要の動向に的確に対応した効率的な輸送**が提供されるようその事業の経営を分割するとともに、その事業が**明確な経営責任**の下において**自主的に運営**されるようその経営組織を**株式会社**とするものとする。

第12条(経営の安定のための基金)

国は、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「北海道旅客会社等」という。）の設立に際し、それぞれに基金を置かせるものとし、その運用により生ずる収益をその事業の運営に必要な費用に充てることにより、北海道旅客会社等の経営の安定を図るものとする。

2 日本国有鉄道は、北海道旅客会社等に対し、前項に規定する基金に充てるために必要な金額に相当する額の債務を負担するものとする。

損益計算書

※数値は国鉄改革時の
S62年度見通し

費用 457億円	収入 308億円
	経営安定基金 運用益 152億円

利益 3億円

貸借対照表

※数値は国鉄改革時の
S62年度首試算値

流動資産 30億円	負債 100億円
固定資産 1,114億円	資本金等 1,044億円
経営安定基金資産 2,082億円	経営安定基金 2,082億円

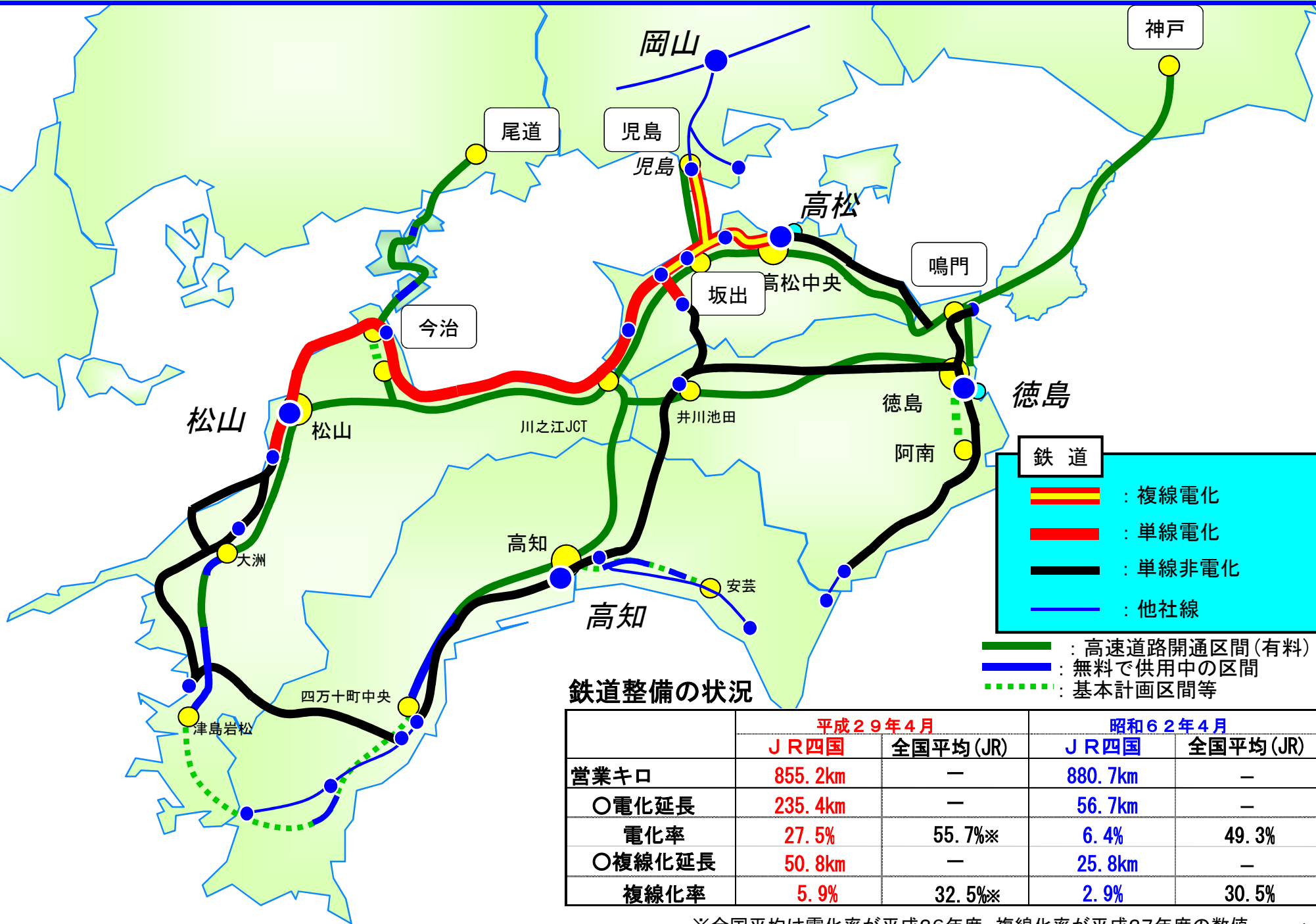
経営安定基金の
想定利回り 7.3%
※

金融資産の運用により
得られる収益で損失を補填

- ・JR三島会社は営業損失が見込まれるため、営業損失の補填機能に経営安定基金を設置
- ・JR本州三社及びJR貨物は、長期債務を承継

※ 10年間(S52.1~S61.12)における
10年国債の応募者平均利回りは、7.3%

四国の路線状況



※全国平均は電化率が平成26年度、複線化率が平成27年度の数値

社員数と列車キロ・車両キロの推移

※社員数は各年度首

